



ー（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

## 8 その他

- (1) 仕様書の内容及び解釈等について疑義が生じた場合、及びその他特に必要がある場合は、事前に担当と協議し決定・解決する。
- (2) この場合、当該協議に関する議事録を作成し、確認を受ける。
- (3) 数量は予定につき、増減する事がある。
- (4) 本仕様書に疑義がある場合は、必ず担当へ問い合わせること。

問合せ先担当

〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1-2-27  
大阪市中央区役所総務課  
(岡・鬼頭)  
電話 06-6267-9988  
FAX 06-6267-8283